

説明資料

2025年 8 月 7 日

金融庁

金融業界における自主規制機関や業界団体の取組の例

- 証券業界では、金融商品取引法に基づく自主規制機関として日本証券業協会が設立（内閣総理大臣が認可）されており、同協会が、同法に基づいて自主規制ルールの制定や証券会社等に対する監査、処分を実施。

【最近の日本証券業協会による処分の例】

2025. 2：外務員登録取消し等（顧客からの資金の詐取）
- 2024.12：過怠金の賦課3,000 万円等（国債の相場操縦）
- 2024.12：外務員登録取消し等（顧客からの資金の詐取）
2024. 9：過怠金の賦課計 5 億円等（銀証間の不適切な情報共有等）

- 全国銀行協会、生命保険協会、日本損害保険協会は各業法に基づく自主規制機関ではなく、会員や資格者に対する処分権限はないが、業界内の行動規範・自主ガイドラインの策定や資格試験の実施を担っている。

【各協会が策定したガイドライン等の例】

- 保険募集人の体制整備に関するガイドライン（2015.11、生命保険協会）※随時改訂
- 政策保有株式に係るガイドライン（2024.9、日本損害保険協会）

	日本証券業協会	全国銀行協会	生命保険協会	日本損害保険協会
根 拠 法 令	金融商品取引法	—	—	—
目 的	金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護。	銀行の健全な発展、経済成長と国民生活の繁栄に寄与。	生保業の健全な発達と信頼性維持、国民生活向上に寄与。	損保業の健全な発展と信頼性向上、安心安全な社会形成に寄与。
役 職 員 数	約370名	約260名	約280名	約330名
主 な 事 業	・ 自主規制ルールの制定、監査の実施、処分（過怠金の賦課、外務員登録取消等）の発動 ・ 外務員登録及び資格試験の実施	・ ガイドライン等の策定 ・ 決済システム等の企画・運営	・ ガイドライン等の策定 ・ 試験等の実施（生命保険募集人）	・ ガイドライン等の策定 ・ 試験等の実施（損害保険募集人等）
	・ 金融知識の普及、啓発 ・ 調査研究、広報 ・ 政府への意見表明 ・ 相談、苦情対応、あっせん（注4）			
地方支局数	9 地区協会	49協会	50地方事務室	8 支部
会 員 数	474協会員	241会員	41社	31社

(注1) 金融業界における法に基づく自主規制機関等としては、日本証券業協会のほか、日本貸金業協会、日本金融サービス仲介業協会等が存在。

(注2) 各協会は、銀行法等の業法に基づく指定紛争解決機関として、顧客からの相談、苦情対応やあっせんに対応。

(注3) 全国銀行協会のみ「会員数」に「地方支局数」を含む。

(注4) 2025年7月1日時点の公表情報に基づく。